

特定秘密保護法の運用基準案（適性評価）についての意見

2014年8月3日
全国保険医団体連合会
会長 住江憲勇

特定秘密保護法では、特定秘密を取り扱うものは、適性評価を受けて特定秘密を漏らす恐れがないと認められた場合にのみ取り扱い業務が継続できるとされている。

適性評価の項目として、「薬物の濫用及び影響に関する事項」「精神疾患に関する事項」があり、これらの調査のために、医療機関に照会して精神疾患等の具体的な症状を求めることがあるとしている。

同法の成立過程で、患者の同意がなくても、医療機関が患者の精神疾患や投薬状況など医療情報を国に強制的に開示させられることが国会答弁で明らかになり、患者のプライバシー侵害も甚だしく、医師の守秘義務規定にも反することから多くの医療関係者から懸念が示された。

今般の運用基準案（告知書）では、特定秘密を扱う当該者に対し「適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。お知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。」と説明しており、医療機関向けの照会の際には、当該者の同意書を得るとしている。

しかしながら、仮に特定秘密を扱う当該者が適性評価に同意しない場合、その結果が書面で上司に報告され、ただちに特定秘密を扱う業務に従事できなくなる、つまり職を失うことにつながる。

さらに、従来の医学・医療情報の第三者への提供（職場への診断書、保険会社への情報提供、刑事訴訟法に基づく警察等への情報提供、司法に係る鑑定書、成年後見に係る診断書及び鑑定書等）は、患者自身の無責性の証明やそれに伴う権利の取得、補償などに係るものである。

しかし、同法に基づく情報提供の要請は、患者自身のためのものではなく、政府が秘密裏に規定する特定秘密への忠誠心に関して実施する公安上の目的によるものであり医師に科せられた守秘義務を解除する理由には到底なるとは思われない。

このような形式上の同意と公安目的の情報提供義務が医療機関に課された状態で適性評価の運用が実際に行われれば、特定秘密を取り扱う可能性のある人なら、医師を信頼してありのままを話すことができなくなる。医療機関に行くこと自体を躊躇するようになりかねない。医療者側も守秘義務違反で刑事罰が課

される事態になりかねない。

そして、特定秘密の範囲が限定されておらず恣意的に追加・拡大される危険性がある中では、本人の受診抑制・健康悪化にとどまらず、社会的なリスク（例えば感染症の拡大）が増大することを意味しており、医療者としてはこのような適性評価の運用は認められない。

<参考>

適性評価の項目及び評価（抜粋）

○薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物の用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

○精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。

※必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。医療機関に照会して精神疾患の具体的な症状を求めたりすることがあります。

○評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

以上